



島根県民の皆様が自ら企画し、
主体者となって行う、
一般に開放された文化事業が対象です。

助成分野と事業例

～ 古典からサブカルまで、多彩なジャンルをバックアップ！～

HPでは過去の採択事業や「FAQ」で具体的な事例を紹介しております。あわせてご覧ください。

1 地域文化振興

島根の歴史や神話・民話、文化財や風土を素材にして仕立てられる文化事業

- 地域文化について考えるフォーラムや講座
- 神話をモチーフにした美術や文芸などの公募展
- 歴史を題材にした演劇や音楽などの公演事業
- 地域輩出の人物を顕彰する目的で行うシンポジウムや記録集などの制作事業 など

2 芸術文化振興

多様な芸術文化活動の活性化を目指す文化事業

- 音楽や演劇、舞踊、美術や書、写真など自分たちの活動成果を発表する事業（自主演奏会や作品展etc……）
- 出演者や製作者を公募し一緒に創り上げていく事業（参加者公募事業）
- ワークショップなど体験・講習事業

3 国際文化交流

国際文化交流の推進を目指す文化事業

- 海外の文化について考えるフォーラムや体験事業
- 海外から団体を招聘し、合同で行う演奏会や舞台
- 海外へ赴いて自分達の日頃の活動を発表する自主公演や、体験を目的としたワークショップ事業

対象団体

島根県内の民間団体 が対象です

- 法人格の有無は問いませんが、組織および責任の所在が明確で、確実な経理処理ができる団体に限ります。
- 営利法人（企業）や公的機関は対象外です。また、それらが実質的な主体者である場合も対象となりません。
- 団体が未発足の場合は、申し込みできません。
- 家族や親族が構成員の多くを占める団体は対象となりません。
- 個人については、全国的意義と波及効果のある事業に限定します。必ず事前にご相談ください。

次のような事業は助成対象外です。

- 申請団体が自ら出演（出品）せず、鑑賞にとどまる事業。（ゲストを主体とする事業、借用品による展示事業、映画鑑賞会、講演会など）
- 動画配信のみを行う事業
- 他者が主催する事業に参加するための費用申請（国民文化祭、海外で行う国際文化交流事業は除く）
- 地方公共団体の関わりが強い事業、また学校行事や部活動・学園祭・課外活動の類
- 営利につながる可能性がある事業（販売活動）、政治や宗教に関する事業
- いわゆる教授所、教室が行う稽古事や温習会、また家元制度的な特定流派が単独で行う事業
- 事業効果が団体構成員にとどまる事業（団体内部の講習会など）
- 特定の企業名などが付いた、いわゆる名称冠事業
- 開催地持ち回りで毎年実施される定期大会など
- スポーツ競技事業
- 飲食を伴う事業、娯楽的要素が強い事業、地域おこしや賑わい創出事業

運営委員会にて助成するに相応しくない事業、および団体と判断された場合は助成を行いません。

助成金額

助成金額 = (事業費 - 対象外経費) × 1/2 以内 (10万円以上 5 万円単位)

※ 事業費が20万円未満の場合はお申し込みできません

次の経費は事業費に含みません。
予算書から外してください。

汎用性の高い物品の購入費、修理・修繕費、申請団体の構成員に対して支払われる経費（★例外あり）、弁当・茶菓等飲食経費全て、賞金・賞品代、手土産代、式典・慰労会・交流会費、場当たり・リハーサル・ゲネプロ以外の練習経費、練習にかかる講師謝金、会議費（打合せ経費）、領収書がとれない経費、「予備費」や「消耗品費」など内容が明確でない曖昧な経費。

主な助成対象外経費

(※事業費として予算書に記入することができます。)

チケット販売手数料、催事保険料、振込手数料、未成年に対する謝金、花束代、楽譜購入費、FacebookおよびInstagram広告で10万円を超える経費、印紙代、記録用の写真・録画経費、HPに関する経費など。

- 以上は一例であり、事業により経費に幅があるため、資金使途を確認したうえで判断します。このほかにも助成対象外となる経費があります。
- 謝金は、金額の妥当性や内容とのバランスなどで判断しますので、全額が対象になるわけではありません。
- **来場者専用の送迎輸送手段の経費を助成します！**
最寄りの駅から会場まで公共交通機関（バスなど）が無く非常に不便な場合に限り、タクシーやバスなどの借入経費を対象にします。（条件あり。）ルートの確認などが必要ですので、申請までに（早めに！）ご相談ください。

制限や条件など

- 本やCDなどの製作事業の場合、製作費については**50万円**を助成額の上限とします。
（単なる記録誌や個人誌など波及効果が低いもの、文化ファンドの趣旨になじまないものは対象外。）
- 他の補助金やクラウドファンディングを併用する場合、助成額を抑えることがあります。必ず事前にご相談ください。

県内移動公演への旅費助成 [旅費の上限：20万円]

地域間交流を
バックアップ！

- 申請団体が活動拠点からおよそ50km以上離れて行う公演・ワークショップ・展示事業であること。
- 事業遂行に必須な人員のみとし、事業に参加しない付き添い（保護者）等の経費は対象外。
- 公共交通機関、貸切バス、レンタカーなどに限定。（自家用車使用は対象外）

ほか、一定の条件があります。団体に旅費計算書を作成し、受付期間までに事務局へご相談ください。

海外で行う「国際文化交流」の基準と対象経費

- 申請団体自らが日頃の文化活動の成果を発表・紹介するもので、一般市民の鑑賞や参加が可能なものを対象とします。
- 分野（音楽や伝統芸能、美術など）が明確で、申請団体にその取組みにおける活動実績があることが条件です。（個人は対象外）
- 観光や視察に多くの時間を費やすようなものは対象外とします。
- 対象経費は次の①②に限定します。（見積書が必要です。）
 - ①事業遂行に必須な道具類の運搬費
（助成率 1/2、上限なし）
 - ②日本～渡航国までの往復航空運賃
（助成率 1/2、且つ上限**200万円**）



助成回数

1 団体に対し 3 回まで助成します。ただし、最後に助成を受けてから 3 年を経過した場合、あらためて 3 回まで助成を受けることができます。（申請の都度、審査します。）

- 1 団体につき前期・後期各 1 事業まで助成を受けることができます。（助成回数はそれぞれ 1 回ずつ数えます。）
- **参加者公募事業は、5 回まで助成を受けることができます。**
事業例：出演者・参加者を一般公募して行う市民演劇や、美術工芸等の共同作品作り事業など。合同練習や共同作業を経て、最後にその成果を公開する事業が対象です。公募作品展等は対象外です。詳しくはHPをご覧ください。
- **国民文化祭**
参加旅費の助成は、別に 3 回とします。